

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター寄附金等取扱規程

(平成 22 年 12 月 17 日 規第 91 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター(以下「本センター」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において寄附金とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭(「賛助会員規程」で定める賛助会員会費を除く。)をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

(寄附の申し入れがあった場合の取扱い)

第 3 条 寄附者から本センターに対し寄附の申し入れがあったときは、その寄附目的、寄附の対象物、数量・金額等を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申し入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産である場合)の承認を得なければならない。

3 寄附の申し入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、寄附書(別記様式)により寄附を受けるものとする。

4 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本センターとして適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第 4 条 寄附金を本センターの基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第 5 条 寄附物品については、本センターの物品の取扱いに関する規程等に定める手続に従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、固定資産台帳等に登載しなければならない。
- 4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日(平成22年12月17日)から施行する。

寄 附 書

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(企業・団体名、代表者名)

印

下記のものを貴法人に寄附します。

記

1 現金(有価証券)

円

2 物品・固定資産
(量・種類等の内訳を記載)

3 上記の利用目的

- (1) 公益目的事業全般に使用されたい。
- (2) ()事業に使用されたい。
- (3) ()事業に(%以上)使用されたい。
- (4) 基本財産として使用されたい。
- (5) 特に使用目的については特定しません。